

(仮称)自治基本条例庁内プロジェクトチーム素案

昭島市自治基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条 - 第3条）

第2章 市民の権利と責務（第4条・第5条）

第3章 市長、執行機関及び職員の責務（第6条 - 第8条）

第4章 情報の共有と公開（第9条 - 第12条）

第5章 参画及び協働（第13条 - 第16条）

第6章 行政運営（第17条 - 第21条）

第7章 議会（第22条・第23条）

第8章 市民投票（第24条・第25条）

第9章 条例の位置付け等（第26条・第27条）

附則

昭島市は、武蔵野の面影をとどめる自然と豊かな地下水に恵まれている地域です。一方では、横田基地に隣接し、上空を軍用機が飛ぶ地域でもあります。

私たち昭島市民は、誰もが安心して平和に暮らせることを願い、福祉、教育、環境の向上などに努力してきました。

これからの地方自治は、市が私たち市民の諸活動と連携し、お互い良きパートナーとして、その政策の実施に市民の参画と協働を図ることが基本となります。

この条例は、市民の信託に基づき、市政の基本的な理念やそれに基づいて実施される制度及び運営の原則を明らかにするものであり、市民及び市は、この条例が定める理念や制度を不断の努力によって実現させていかなければなりません。

私たち市民は、平和で豊かな市民社会を築き、次世代の子どもたちに伝えていくために、この条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、昭島市における自治の基本理念を明らかにするとともに、市民の市政への参画及び市民と市との協働を基調とした自治・市政運営の基本原則を定めることにより、昭島市にふさわしい自治の推進を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 市民 市内に在住し、在勤し、又は在学する者及び市内で事業活動を行

うものをいう。

(2) 執行機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

(3) 参画 市民が政策の立案、実施及び評価のそれぞれの過程に積極的に参加し、意思決定に主体的にかかわることをいう。

(4) 協働 市民及び市がお互いに良きパートナーとして連携し、それぞれの自覚と責任において行動するとともに相互に補完し、協力することをいう。

(基本理念)

第3条 市民及び市は、お互い対等な立場で、誰もが安心して平和に暮らせる市民社会を協働により築いていくことを目指すものとする。

2 前項に規定する目的を達成するために、市民及び市は、市政運営に関する情報を共有し、主権者である市民が自らの判断と責任の下に、市政運営に参画することができるように努めるものとする。

第2章 市民の権利と責務

(市民の権利)

第4条 すべての市民は、主権者として市政に参画する権利を有する。

2 市民は、市政への参画又は不参画を理由とした差別的な扱いを受けない。

3 市民は、市の保有する情報を知る権利を有する。

(市民の責務)

第5条 市民は、市政運営の主体であることを自覚し、市政に参画するに当たっては、総合的視点に立って発言し、及び行動しなければならない。

第3章 市長、執行機関及び職員の責務

(市長の責務)

第6条 市長は、市民の信託にこたえ、市の代表者として公正かつ誠実に市政運営を行わなければならない。

2 市長は、市の職員を適切に指揮監督するとともにその能力の向上を図ることにより、効率的な市政運営を行い、市民に対し最良のサービスが提供できるよう努めなければならない。

(執行機関の責務)

第7条 執行機関は、この条例に定める基本原則を遵守し、その権限と責任において、公正かつ誠実にその事務を管理し、及び執行しなければならない。

(職員の責務)

第8条 市の職員は、市民に対するサービスの向上を図るため、自ら研さんに努めるとともに、市民全体の奉仕者であるという自覚に立ち、公正・誠実かつ効率的に職務を執行しなければならない。

第4章 情報の共有と公開

(情報の共有)

第9条 市は、市の保有する情報は市民との共有する財産であるとの認識の下、これを取り扱わなければならない。

(情報の公開)

第10条 市は、市民の知る権利を保障し、公正で開かれた市政の進展を図るため、別に条例で定めるところにより、市の保有する情報を積極的に公開しなければならない。

(市の説明責任)

第11条 市は、施策の立案、実施及び評価に当たっては、その内容及び必要性並びに意思決定の過程について、市民に対し積極的に、かつ、分かりやすく説明しなければならない。

(個人情報の保護)

第12条 市は、市民の基本的な人権を擁護し、信頼される市政の進展を図るため、別に条例で定めるところにより、個人情報の保護に努めなければならない。

第5章 参画及び協働

(市民の参画及び協働)

第13条 市は、市民の意思が市政運営に反映されるよう、市民の参画及び協働の機会を積極的に提供しなければならない。

2 市は、前項の場合において、年齢、性別、障害の有無、職業等の状況によって市民が意見を表明する機会を失することがないように配慮しなければならない。

(審議会等への参画)

第14条 市は、市が設置する審議会等の委員の構成については、公募による市民を含むよう努めるものとする。

2 審議会等は、原則としてこれを公開する。

(民間団体との協働)

第15条 市は、市の行政サービスに密接なかわりを持つ民間団体と互いに協働し、市民の生活をより一層豊かなものとするよう努めなければならない。

(他の自治体等との連携及び協力)

第16条 市は、必要に応じて国及び他の地方公共団体と相互に連携及び協力を図り、自治の充実に努めなければならない。

第6章 行政運営

(総合計画等)

第17条 市は、市の目指すべき将来の姿を明らかにし、これを総合的かつ計画的に実現するため、議会の議決を経て、基本構想及び基本計画(以下「総合計画」という。)を策定する。

- 2 市は、総合計画の策定過程に広く市民が参加できるよう努めなければならない。
- 3 市は、総合計画以外の計画策定に当たっては、総合計画との整合性を図り、総合計画との関係を明らかにしなければならない。
- 4 市は、総合計画をはじめとする諸計画の進ちょく状況及び効果を検証し、必要があると認める場合は見直しを行わなければならない。

(行政評価)

第18条 市は、政策等の成果及び達成度を市民に分かりやすい形で示し、効率的な市政運営を行うため、行政評価を実施し、その結果を公表するものとする。

(執行機関の組織)

第19条 市は、執行機関を構成する組織について、簡素で効率的な組織機構となるようその整備に努めなければならない。

(オンブズパーソン)

第20条 市は、市民の市政に関する苦情を公正かつ中立的な立場から簡易な手続により迅速に処理し、もって市民の権利利益の擁護を図るため、別に条例で定めるところにより、昭島市総合オンブズパーソンを置く。

(財政運営等)

第21条 市は、財源を効率的かつ効果的に活用し、及び計画的かつ自主的な財政運営を行うことにより、財政の健全性の確保に努めなければならない。

- 2 市は、地方自治法(昭和22年法律第67号)及び別に条例で定めるところにより、財政状況を公表するとともに、貸借対照表、行政コスト計算書その他財務に関する資料を作成し、市民に分かりやすい財政状況の説明に努めなければならない。

第7章 議会

(議会の責務)

第22条 議会は、市民の信託に基づく市の意思決定機関であり、市民の意思が市政運営に適切に反映されるよう努めなければならない。

- 2 議会は、会議の公開及び情報提供の充実により、市民に開かれたものになるよう努めなければならない。

(議会の活性化)

第23条 議会は、立法活動を迅速かつ円滑に行うための自立的な組織体制を整備するものとする。

- 2 議会は、市の行政運営上、特に重要となる案件については、市民投票等による市民の意見を多角的に検討した上で、議決するものとする。

第8章 市民投票

(市民投票)

第24条 市長は、市政にかかわる重要事項について直接市民の意思を確認するため、市議会の議決を経て、当該議決による条例で定めるところにより、市民投票を実施することができる。

2 前項の条例において、投票に付すべき事項、投票の期日、投票資格者、投票の方法、投票結果の公表その他必要な事項を定めるものとする。

3 市民、議会及び市長は、市民投票の結果を尊重しなければならない。

(市民投票の発議)

第25条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、市民投票を発議することができる。

(1) 市内に住所を有する年齢満18歳以上の者の50分の1の連署をもってその代表者から市長に対して市民投票の請求があったとき。

(2) 市長が市政にかかわる重要事項について自ら市民投票の実施を行う判断をしたとき。

2 市議会議員は、議員定数の12分の1以上の賛成があったときは、市民投票を発議することができる。

第9章 条例の位置付け等

(条例の位置付け等)

第26条 この条例は、市政運営の最高規範である。

2 市は、他の条例、規則等をこの条例の趣旨に沿って整備しなければならない。

(改正)

第27条 市は、この条例の施行の日から4年を超えない期間ごとに、この条例が所期の目的が達成するよう運用されているかどうかを市民とともに見直さなければならない。

2 市は、前項の規定による見直しの結果、この条例の改正が必要であると認めるときは、市民の意見を適切に反映するための措置を講じた上で改正しなければならない。

附 則

この条例は、平成 年 月 日から施行する。